

北海道告示第10829号

令和5年北海道告示第10530号（令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月26日

北海道知事 鈴木 直道

7を次のとおり改める。

(農政部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
7 産地生産基盤パワーアップ事業 農業の国際競争力の強化を図るとともに生産体制の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取組、園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組や国産農産物のシェア拡大に資する取組に対し、予算の範囲内で補助する。		市町村等、地域協議会(収益性向上対策のうち効果増進事業を行う場合に限る。)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第186号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第186号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1)収益性向上対策・生産基盤強化対策								
ア 整備事業 (ア) 収益性向上対策 a 育苗施設 b 乾燥調製施設 c 穀類乾燥調製貯蔵施設 d 農産物処理加工施設 e 集出荷貯蔵施設 f 産地管理施設 g 用土等供給施設 h 農作物被害防止施設 i 生産技術高度化施設 j 種子種苗生産関連施設 k 有機物処理・利用施設 l 農業廃棄物処理施設  (イ) 生産基盤強化対策 生産技術高度化施設	別記1のとおり		2分の1以内 (別記2に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					
	別記1のとおり		2分の1以内					

イ 基金事業 (ア) 収益性向上対策のうち 生産支援事業 a 農業機械等の導入及び リース導入 b 生産資材の導入等	別記3のとおり		aの事業 導入する農業 機械等の本体価 格の2分の1以 内 (スマート農業推 進枠を活用し、 スマート農業技 術を円滑に導 入・定着させる ために必要な経 費を追加して補 助する場合は定 額(上限100万円/ 取組主体))  bの事業 2分の1以内					
(イ) 収益性向上対策のうち 効果増進事業 事業計画の策定及び農業 機械の導入実証に要する経 費等	別記5のとおり		定額 (2分の1相当)					

<p>(ウ) 生産基盤強化対策</p> <p>a 農業用ハウスの再整備 改修</p> <p>b 果樹園・茶園等の再整備・改修</p> <p>c 農業機械の再整備・改良</p> <p>d 生産装置の継承・強化 に向けた取組</p> <p>e 生産技術の継承、普及 に向けた取組</p> <p>f 全国的な土づくりの展開</p>	<p>別記6のとおり</p>	<p>a、b及びcの事業</p>	<p>2分の1以内 (bの事業において別記4に掲げる場合はそれぞれに掲げる率又は額以内並びに永年性工芸作物(桑、ホップ、和紙原料作物)は150千円/10a)</p>	<p>dの事業 定額</p>	<p>eの事業 定額 (農業機械の安全取扱技術の向上支援の場合は2分の1以内で上限5百万円/1計画)</p>	<p>fの事業 定額 (堆肥等を実証的に活用する場合は上限30千円/10a、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は上限35千円/10a、堆肥散布機械のリース導入の場合は2分の1以内)</p>					
--	----------------	------------------	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--

(2)新市場獲得対策								
国産シェア拡大対策								
ア 麦・大豆								
(ア) 推進事業 麦・大豆機械導入対策	別記19のとおり		2分の1以内					
(イ) 整備事業 a 乾燥調製施設 b 穀類乾燥調製貯蔵施 c 農産物処理加工施設 d 種子種苗生産関連施設	市町村 農業者の組織する団体 食品製造事業者 (ただし、麦・大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な農産物処理加工施設を整備するコンソーシアム		2分の1以内					

イ 園芸作物 (ア) 推進事業 生産・流通支援のうち a 生産体制合理化実践 推進支援 b 新素材活用生産資材 の導入	農業協同組合連 合会 農業共同組合 農事組合法人 農事組合法人 以外の農地所有適 格化法人 特定農業団体 農業者の組織す る団体		aの事業 2分の1以内  bの事業 定額 (生分解性マル チの導入の取組 の場合は定額 (2分の1相 当)、生分解性 マルチの導入に よる効果等の情 報発信及び推進 事務費の場合は 定額)					
(イ) 整備事業 生産・流通支援のうち出 荷作業合理化実践支援 a 集出荷貯蔵施設	農業協同組合連 合会 農業共同組合 農事組合法人 農事組合法人 以外の農地所有適 格化法人 特定農業団体 農業者の組織す る団体		2分の1以内					